



海津敦子新聞

当選一期が見た
区議会報告

電話 080-3027-2758
住所 文京区小石川4-14-24-107

市民の広場議員控室 03-5803-1319
http://www.hiroba-bunkyo.net/

区政に対しての率直な思いを
日々、書きつつあります。

海津敦子 ブログ

検索

ブログ <http://blogs.yahoo.co.jp/bunkyokugi>

メール bunkyokugi@yahoo.co.jp

HP <http://www.a-kaizu.net>

facebook <https://www.facebook.com/atsuko.kaizu.3>

海津敦子
区政の
相談室
学校、子育て、介護、ご近所等々、気軽にご相談ください。
一人で、家族だけで抱えて悩んでいると迷路へ入ってしまう
ことがあります。あなたの「今」に間に合うように解決策を
共に考えていきます。ご相談に応じ弁護士とも連携します。

プロフィール ◆ 1961年生れ。共立女子大卒・1983年テレビ朝日入社・1992年退社 | 東洋大社会学部・聖学院大人間福祉学部非常勤講師 | 所属委員会：文教委員会／自治制度・行財政システム調査特別委員会／少子高齢社会対策調査特別委員会

区議会 MEMO

議会改革

常任委員会の審議の順番が変更となって①条例等の議案審議、②請願審査、③区からの報告審議。これまでは請願審査が最後で審査が何時ごろかは読みづらく、審議を見届ける請願提出者は翌日に再び足を運ばざるを得ないことも多々あった。委員会の中継はまだこれから。

請願制度とは？

請願は「皆さんの意見や要望を行政に反映させるため、議会に対して、文書で施策の実現などを要望する」制度で区民に限らず誰もが提出できる。採択されると区政に活かされる。教育行政にも区民の意見や要望を教育行政に汲み取る「教育委員会への請願」がある。しかし、こちらはなぜか広報されない。

園庭
文京区は「子育てと仕事の両立」に力をいれ、育成室の保育時間を8時15分から変更したり、認可保育園の増設を推進していますが、文京区では園庭の設置が容易でなく、新設園はほぼ園庭が

文京区 子育て支援計画より

だれもが、出産・子育てをとるか仕事をとるかを選択を迫られるのではなく、本人の望むところにより、子育てしながら仕事を続けられる、あるいは子どもが大きくなったら再び就業できる社会を作るため、保育環境の充実を図っていく必要があります。

今、求められる
子ども視点での
保育の質



待機児童 96人*

もう一歩、具体的な 解決策を

*認可保育園に申し込みながら入園できず認証保育所等へ入った児童271人は除いた数字

ありません。子どもがその瞬間、瞬間「自分」で室内か外遊びかを選べる環境、砂・土・水・草・石・風…で五感を使い自由に遊べる環境が子どもの成長に重要です。学校を活用したり、園庭を整備すると補助金を厚くするなど事業者が「積極的に作る意欲」を持つ仕掛けが必須です。

勤務の継続

公設民営保育園等では、子どもと信頼関係ができていた先生が短期に退職する傾向があり、子どもが不安を感じる課題が生じています。原因のひとつは公設公営の認可保育園とそれ以外の保育園に務める保育士の賃金格差です。そのしわ寄せが子どもに行かないように、例えば、正規職員の給与を、公設公営保育園・非常勤保育士の時間単価よりも下回らないかどうかを運営事業所の選定基準に入れるなど、具体的な対策が急務です。

選考・職場復帰・内定辞退等… これ、変じやない？

①待機ポイント 選考を勝ち抜くに
区民の気づき



は、選考時に待機ポイント加算を持つことが重要。保育課窓口でもアドバイスされる。その結果、待機ポイントを獲得するためだけにあえて認可外保育園に赤ちゃんを預ける人もいます。しかし認可外保育園は保育料が高いこともあり誰も待機ポイントを持てるわけではない。所得格差が待機ポイント格差に。そして、入園格差を広げる可能性が。

②育児休業期間中の保育園児童の預かり期間

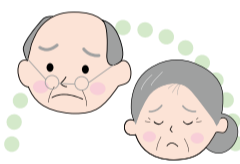
認可保育園に在籍している児童の保護者が出産した場合、保育園はそのまま継続できるが、誕生日から最大で1年6か月までに保護者は職場復帰しないと在園児童は退園。ところが現実問題、6～9月に生まれた子が1歳6か月となるのは12～3月、ほとんどの保育園にも入園不可能な状況。区でも2～3月は募集をしないほど。現状を踏まえれば在園児童を「退園」させるのは不合理で子育て支援にそぐわない。「生まれた子が1歳になる年度末まで在園児を預かる」として他自治体のように文京区も変えるべき。

③育児休業期間中の保育園児童の預かり期間

認可外保育園に在園児童の保護者が出産し育児休業中、認可保育園に入園できたら、その時点で、育児休業を切り上げ職場復帰しなければならぬルール。認可保育園に在園中であれば「出産の日から最大で1年6か月までに保護者は職場復帰をすればよい」ルール。認可保育園に在籍中の出産かどうかで差をつけるのは合理性のない区別。育児休業の切り上げや延長の必要のない制度設計こそが子育て支援。

④内定辞退

入園内定辞退の履歴は理由を問わず翌年の入園選考で不利になる。待機児童が多数いる中「あえて辞退」するのはそれなりの理由があるから。内定辞退の「やむを得ない理由」を定義し、入園選考で不利にならないように配慮してこそ子育て支援事業。



安心して暮らすこと 悩みの共有 細かな支援

*H25年4月1日付
特別養護老人ホーム
待機者数

待機高齢者 683人*

厚生労働省は、都市部で急増する高齢者を「地方で受け入れる具体策の検討を始めています。国のこうした動きに対して文京区は、老いても「住み慣れた地域で安全・安心に住み続けられるように生活環境の整備をすすめる」方針は変わらな

一人じゃない

区は認知症の家族の集いを実施しています。けれど「介護者がいないので参加したくてもできない」家族が少なくありません。

子育て企画では参加率をあげるため、子どもの保育を設けます。同様に「家族の集い」への参加者を増やすために「介護者」の手配サービスをつけるべきです。そのことは区民からも議会でも指摘を受けています。悩みや不安があると孤立しやすくなることを認識しながらも改善に至りません。介護者の孤立感、在宅介護の質にもつながることであり迅速な対応が急がれます。

特別養護老人ホームは 生活の場。病院ではない

特養は、高齢者の方にとって「終の棲家」となる生活の場でプライバシー

確保は最大の課題です。それまでの生活習慣や個性が尊重されたケアを受けられ、家族が24時間いつでも入りができ、寝起きも食事時間も自由でお酒も飲める自宅同様の環境整備も欠かすことができません。しかし、相部屋ではそうした「生活」の実現は難しくなります。
文京区は「特別養護老人ホームは施設であって自宅ではない」と。この考えは明らかに間違っています。特別養護老人ホームで暮らす高齢者の方々にとってそこは「自宅」です。自宅同様のプライバシーが守られる「生活の場」でなければなりません。相部屋ではどんな運用をしてもプライバシーが尊重される環境になりません。亡くなるまで個人の尊厳が重要です。低所得等の方々が経済負担が重く仕方がなく「相部屋」という選択にならないように、制度的な措置を一層推進するべきです。昨今は「相部屋なら断る」という事例も増え、これからその傾向はもっと強くなるでしょう。誰でも、入れるものなら「個室」がいいのです。特別養護老人ホームを新たに開設する際には「1部屋定員1人」と文京区は決めることに決まっています。周りに気を使わなくて済むことなく「生まれ住まいを積極的に整備すべきです」。

学校名	現在の学級数	今後6年間で必要になる推定教室数 (●は教室数がピークになる年度)						現状の校舎での対応可能性 (平成25年度推計段階)	
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
		教室数	教室数	教室数	教室数	教室数	教室数		教室数
磯川	11	11	11	11	12	12	12	○ 不足教室1	
柳町	10	12	14	14	14	14	15	✕ 不足教室5	
指ヶ谷	7	7	8	8	9	10	9	○ 不足教室3	
林町	13	13	14	15	16	17	15	△ 不足教室4	
明化	12	12	12	12	12	12	11	○ 不足教室0	
青柳	12	13	13	13	14	13	13	○ 不足教室2	
関口台町	13	14	14	12	13	13	12	○ 不足教室1	
小日向台町	10	10	11	12	12	12	12	△ 不足教室2	
金富	12	12	13	14	14	15	15	△ 不足教室3	
窪町	19	19	20	20	19	18	18	○ 不足教室1	
大塚	6	6	6	6	7	7	7	○ 不足教室1	
湯島	9	9	10	11	11	12	13	○ 不足教室4	
誠之	23	22	21	21	20	20	20	○ 不足教室-1	
根津	8	8	8	9	10	10	11	○ 不足教室3	
千駄木	19	19	18	18	18	18	18	○ 不足教室0	
汐見	8	8	9	11	12	12	12	△ 不足教室4	
昭和	17	16	16	16	17	18	18	○ 不足教室1	
駒本	7	8	8	9	9	10	11	△ 不足教室4	
駕籠町	10	10	10	10	11	10	11	△ 不足教室1	
本郷	14	14	14	15	16	17	17	✕ 不足教室3	

文京区立小・中学校将来ビジョンより (平成21年3月)

学校の計画的な改築について・老朽校舎改築

- 老朽化した学校施設については、緊急度を考慮し、計画的な改築や改修を検討します。
- 校舎の改築にあたっては、教育環境の向上にむけ、校庭面積の確保など多面的な検討をします。
- さらに、校舎の改築にあたっては、地域施設としての学校の役割や、区有施設との複合化などを考慮します。

柳町小学校は昭和30年代に整備され、配管等々も老朽化。「将来ビジョン」で示された「学校の計画的な改築」を平成22年度から着手していれば当然、児童数の増加に伴う教室数確保が困難であること見極められたはず。平成27年度に間に合うため、あわただしく増築するような事態は避けられたと思います。子ども達が学びを樂しめる教育環境の整備、地域の公共施設としてのあり様をじっくり計画する貴重な時間を無駄にしないでください。「将来ビジョン」が存在しないかのように扱い、具体的に動かなかった教育行政の怠慢が子どもたちの学校生活に影響しています。税金を有効活用するにはこうした体質の改善が欠かせません。

校舎増築で教室確保以外の重要な視点

- 育成室(学童保育)の増設
- 校舎のバリアフリー化
- エレベーターの設置
- 太陽光発電などの蓄電で災害時対応
- 災害時取り出しやすい備蓄倉庫
- 児童数が減った時の教室の有効活用

教室が足りない!

平成31年度 現状と比較して5教室足りなくなる推計

平成26年度 既存校舎の改修・転用で12教室を確保。平成26年度は乗りきれが、それで限界

↓

平成27年4月に間に合うように校舎を増築して必要な教室を確保

子どもにとって 学校は生活の柱

後手に回る 学校環境整備

子どもはみんな知的好奇心が旺盛で「学ぶのが大好き」。北海道砂川市立中学校の先生が「楽しければ人は前向きになるし、理解も深まる。そうすれば自然と学力もあがる」(朝日新聞3月24日付)。まさにその通りです。授業の質の向上が最優先課題であり、そのためには学校の環境改善も必須。けれど、教育委員会の対応は後手後手です。

文京区には方針、計画を立てても具現化しない「悪しき仕事習慣」が残ります。今回もまた、そのしわ寄せが子どもたちにも及んでいます。



海津敦子ブログより

http://blogs.yahoo.co.jp/bunokyokugi

駐輪場の受益者負担

「うちだけおかしかったのを直すんだ!」建設委員会で「自転車駐車場の使用料の改定」の審議中、議員に向かって、区長がつぶやいた言葉です。傍聴していると区長のつぶやきが聞こえる楽しみがあります。是非、傍聴にお出かけください。

で、文京区は何がおかしかったか?ですが、文京区の駐輪場を年間定期利用する際の料金についてです。現在、登録手数料として年間2000円を徴収されますが、「他の自治体に比較して安すぎておかしい」ということです。年間2000円で駐輪場を借りられることから、「とりあえず借りておこう」という人もいて、毎日、駐輪場が必要という人が借りられない状況があるそうです。そこで、月々2000円の使用料にすれば、借りる必要がある人だけが利用申し込みをするようになる、という算段です。区は、次のような受益者負担を経過措置等を設けて考えています。

定期利用制自転車駐車場・使用料案

平成26年度・経過措置1年目	月1000円
平成27年度・経過措置2年目	月1500円
平成28年度	月2000円

(生活保護世帯・障害者等については、負担軽減のため、免除・減額対象とする)

また、幼児二人乗用自転車の専用駐輪場を文京シビックセンター駐車場内に設置するそうです。定期利用の際は月々2000円。私は駐輪場の使用料案に賛成です。ただし、生活保護家庭等への免除、減額はもちろんのこと、子育てでお金がかかるのは、中学校以降からが本番。子育て支援の観点からも駐輪場使用料に「学割」を設けてもらいたいと思います。さらには、幼児二人乗用自転車の専用駐輪場では定期使用料をとるのであれば、議員も駐輪場を定期利用しているので、議員からも使用料をとるのが自然です。ちなみに現在、シビックセンター地下駐車場で議員は年間25000円で使えますが、こちらも受益者負担で月々に改めるべきです。もちろん駐輪場の使用料も議員割引など設けず、区民同様の使用料にすべきです。



もう一つの救命ボックス

妊婦の血液を検査することで、ダウン症などの染色体異常が胎児にあるかどうか分かる新しい出生前診断が始まっています。最近、出生前診断を



文京区は子どもの障害の有無に関わらず、保護者は仕事と両立を図れ、地域で不安なく楽しく子育てをしていけるように、相談体制、各種子育て支援施策、教育行政、地域づくりを推進しています。でもまだまだ「障害のある子どもは別にあげた方が幸せ」という考えを持つ職員もいて、障害児は障害福祉課へといった仕組みが根強く残ります。結果、障害の有無で命が選別されないための救命ボックスの完成には至っていません。救命ボックス設置は誰もが自分らしく生きられる社会につながる希望でもあります。

救命ボックス

500mlペットボトル・カロリーメイト・ランタン・絆創膏・叩くと冷たくなる保冷剤・袋状トイレ・暖をとれるシート...。シビックセンター内のエレベーターが万が一止まり、エレベーターに閉じ込められた人のために、設置された「救命ボックス」の中身です。シビックセンターのエレベーターは、地震の揺れを感じると最寄の階に止まり開くようになっていきます。それでも止まることもあるかもしれないことを想定しての設置です。順次、他の区有施設にも設置されていきます。

ちなみに、区では中高層マンションの自主防災力の向上を図るため、避難訓練や備蓄倉庫設置に伴う救助資器材の整備、エレベーター閉じ込め対策に対する救命ボックス設置等々について助成しています。検討されているマンションは一度、防災課へ相談されてください。

03-5803-1179 防災課

しなくとも、お腹にあたる超音波検査でも胎児に障害があるか否かの判断がつくことも多くなっているとのこと。障害があっても宿った命が「生まれる」ためには妊婦とパートナー、その家族のそばには救命ボックスが必要。救命ボックスの中身は、障害があっても除外され差別されないことのない子育て支援、教育、そして、地域があるという実態です。実態は安心という見通しを育みます。

◆ 障害のある子がいても仕事と子育ての両立は可能なのか?
◆ 親自身は自分の時間を持つのか?
◆ 障害があっても子どもは子どもとして地域の子どもの輪の中で育てていけるのか?
◆ 学校も教室も障害の有無で分けられてしまうのか?
◆ 家族支援はどのようなことがあるのか?
◆ 地域の人は暖かく迎え入れてくれるだろうか?

